

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十八号

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年広島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（加入等の申込み） 第四条（略）</p> <p>一 申込者（被保険者） 告知書 二 申込者（被保険者） 告知書 三 （略） 2―4 （略）</p> <p>（掛金の減額） 第七条の二 条例第六条の二の規定による掛金の減額は、次の各号のいずれかに該当する加入者について、当該各号に定める減額割合により、掛金の減額について第三項の規定による決定をした日の属する月から知事の指定する月までの期間に係る掛金について行うものとする。</p> <p>一―六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、掛金を減額することを決定したときは別記様式第七号の三による掛金減額決定通知書により、掛金を減額しないことを決定したときは別記様式第七号の四による掛金減額申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（加入等の申込み） 第四条（略）</p> <p>一 申込者（被保険者） 告知書 二 申込者（被保険者） 告知書（別記様式第七号） 三 （略） 2―4 （略）</p> <p>（掛金の減額） 第七条の二 条例第六条の二の規定による掛金の減額は、次の各号のいずれかに該当する加入者について、当該各号に定める減額割合により、掛金の減額について申請のあつた日の属する月から知事の指定する月までの期間に係る掛金について行うものとする。</p> <p>一―六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、掛金の減額を適当と認めるときは別記様式第七号の三による掛金減額決定通知書により、掛金の減額を不適当と認めるときは別記様式第七号の四による掛金減額申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 （略）</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第1号 (第4条関係)

加入等申込書				
			年 月 日	
広島県知事 様		(加入等申込者) 住 所 (電話) 氏 名 (略)		
重要事項等の確認 (確認後, □にチェック (✓) をしてください。)				
<input type="checkbox"/> 広島県心身障害者扶養共済制度に関する重要事項の内容を確認しました。 <input type="checkbox"/> この共済制度が加入目的に合致していることを確認しました。				
加入等申込者	(略)	(略)	(略)	年 月 日
	(略)	(略)	(略)	(略)
(フリガナ) 心身障害者の氏名※		(略)	(略)	年 月 日
(略)				
※ (略) 添付書類 (略) 注 1 該当のものを○で囲んでください。 2・3 (略)				

様式第2号 削除

改正前

様式第1号 (第4条関係)

加入等申込書				
			年 月 日	
広島県知事 様		(加入等申込者) 住 所 (電話) 氏 名 (略)		
確認欄				㊦
広島県心身障害者扶養共済制度に関する重要事項の内容を確認しました。 また, この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。				
加入等申込者	(略)	(略)	(略)	大 昭 平 年 月 日
	(略)	(略)	(略)	(略)
(フリガナ) 心身障害者の氏名※		(略)	(略)	大 昭 平 年 月 日
(略)				
※ (略) 添付書類 (略) 注 1 該当のものを○で囲むこと。 2・3 (略)				

様式第2号 (第4条関係)

別記様式第三号中 「大昭平」を「大昭平」に改める。

別記様式第七号中 「明大昭平」を「明大昭平」に改め、「明大昭平」を削る。

「大昭平」を「大昭平」に改め、「大昭平」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第7号の2 (第7条の2関係)

掛金減額申請書	(略)						
年 月 日							
広島県知事 様							
住所 (電話) 氏名							
(略)							
減額理由							
<u>1</u> 生活保護法による被保護者 <u>2</u> 市町村民税非課税 <u>3</u> 生活困窮による市町村民税免除 <u>4</u> 市町村民税均等割のみ課税	<u>5</u> 災害による市町村民税減免 <u>6</u> 災害による損害の程度が5と同程度 <u>7</u> 2人以上の心身障害者について加入						
世帯状況 (年度)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	生活困窮 による市 町村民税 免除	(略)	災害によ り市町村 民税減免
(略)							
(略)							

- 注 1 該当のものを○で囲んでください。
- 2 世帯状況欄には対象年度を記入の上、世帯員全員について記入し、生活保護法による被保護者欄、市町村民税非課税者欄、生活困窮による市町村民税免除欄、市町村民税均等割のみ課税欄及び災害による市町村民税減免欄に○印を記入してください。
- 3 (略)

改正前

様式第7号の2 (第7条の2関係)

掛金減額申請書	(略)						
年 月 日							
広島県知事 様							
住所 (電話) 氏名	(印)						
(略)							
減額理由							
生活保護 法による 被保護者	市町 村民 税非 課税	市町 村民 税免 除	市町村民 税均等割 のみ課税	災害によ り市町村 民税減免	災害による 損害の程度 が5と同程 度	2人以上の 心身障害者 について加 入	
世帯状況							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	生活困窮 により市 町村民税 免除	(略)	災害によ り市町村 民税減免
(略)							
(略)							

- 注 1 生活保護法による被保護者欄、市町村民税非課税者欄、市町村民税免除欄及び市町村民税均等割のみ課税欄には該当する世帯員について○印を、災害により市町村民税減免欄には該当する世帯員についてその減免の割合を記入すること。
- 2 (略)

「明大昭和」年 月 日 を 「明大昭和」年 月 日 に改める。

「大昭和」年 月 日 を 「大昭和」年 月 日 に改める。

別記様式第九号(表)中 「明治大昭和」年 月 日 を 「明治大昭和」年 月 日 に改める。

月 日 に改める。

「明治大昭和」年 月 日 を 「明治大昭和」年 月 日 に改める。

に改める。

別記様式第十四号の¹中 「大昭和」年 月 日 を 「大昭和」年 月 日 に改める。

同様式の²中 「大昭和」年 月 日 を 「大昭和」年 月 日 に改める。

別記様式第十七号中「㊦」を削る。

別記様式第十七号の二中 「大昭和」年 月 日 を 「大昭和」年 月 日 に改める。

「大昭和」年 月 日 を 「大昭和」年 月 日 に改める。

別記様式第十八号及び別記様式第十九号中「㊦」を削る。

別記様式第二十号中「(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)」を「(生年月日 年 月 日)」に改める。

別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号中「㊦」を削る。

別記様式第二十三号中

「
品
大
品

品
品
品
を
」

品
品
品
」

に改め、「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の様式で行われている申請その他の手続は、この規則による改正後の広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の様式で行われた申請その他の手続とみなす。